

抵当権等抹消登記に必要な書類の再交付のご案内

日本政策金融公庫農林水産事業(旧農林漁業金融公庫)の抵当権及び質権の抹消登記に必要な書類の再交付についてご案内します。

- 注1 取扱店に公庫以外の金融機関が登記されている場合は、該当する金融機関にご相談ください。
- 注2 国民生活事業、中小企業事業の抵当権等の場合は、公庫支店各事業にご相談ください。
- 注3 再発行以外(未完済等)又は根抵当権抹消の場合は、お取引のある公庫支店農林水産事業にご相談ください。
- 注4 上記以外(動産譲渡登記等)の抹消登記の場合は、末尾記載のお問い合わせ先にご相談ください。

再交付を希望される方は、次の1の「**抵当権等抹消書類の再交付依頼書**」(依頼書)に、2の書類を添付して末尾記載の送付先に郵送してください。
書類到着後、3週間程度で依頼者(又は代理人司法書士)に抹消書類を送付します。

1 「**抵当権等抹消書類の再交付依頼書**」(依頼書)

様式は[日本政策金融公庫の Web サイト](#)から入手できます。

HOME > サービスのご案内 > 各種書式ダウンロード > 農林水産事業

2 添付書類

添付書類は次のとおりです。

依頼者	添付書類
登記上の債務者(本人)	①、②
登記上の債務者の相続人(合併会社)	①、②、③
担保提供者(登記上の物件所有者)	①、②
担保提供者(登記上の物件所有者)の相続人(合併会社)	①、②、③

① **登記事項証明書(土地・建物)の写し(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)**

法務局又は登記情報提供サービスから入手することができます。

抹消登記する抵当権(質権)1件につき1通をご準備ください。

〔注意事項〕

- ・ 登記情報提供サービスから入手した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。
ただし、登記事項要約書は認められません。
- ・ 抵当権(質権)設定の受付年月日、受付番号ごとに1通をご準備ください。
- ・ 同じ受付年月日、受付番号で複数の物件がある場合は、うち1物件分の書類を共同担保目録付でご準備ください。

② 本人確認書類の写し

依頼者が**個人**の場合

氏名、現住所及び生年月日が公的に確認できる書類

注 有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。

(例)運転免許証(裏面の記載がある場合は裏面も含む)

マイナンバーカード(表面のみ)

住民票(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

印鑑登録証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

依頼者が**法人**の場合

名称、所在地が公的に確認できる書類

注 商号変更がある場合は、同一法人と確認できる書類をご準備ください。

(例)登記事項証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

印鑑登録証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

③ 相続(合併)が確認できる書類の写し

依頼者が**個人**の場合

依頼者が債務者、担保提供者の相続人の一人であることが確認できる書類の写し

(例)法定相続情報一覧図、戸籍全部事項証明書等

依頼者が**法人**の場合

合併前後の関係が確認できる書類の写し

(例)履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等

【注意事項】

※ 抵当権等抹消登記に際して、抵当権者等を農林漁業金融公庫から日本政策金融公庫へ変更(移転登記)する必要がある場合は、抹消登記を急ぐ場合を除き、当公庫が移転登記したうえで抹消書類を交付します。

※ 取引状況や登記内容によっては抹消書類を交付できないことがありますので、ご承知おきください(お預かりした書類は依頼者に返送します)。

※ 抹消手続きに要する費用は、お客様のご負担となります。

〔書類の送付先、お問い合わせ先〕

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部 事務集中室 事務推進第二グループ

電話番号 03-3270-2744 (農林水産事業専用)

受付時間：平日9:00～17:00 (土・日祝日、12月31日～1月3日を除く)